

## 議案第16号

### 平成18年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 166,550,160 kWh

(2) 袋川発電所開発費 15,667千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

                  入

第1款 電気事業収益 2,043,481千円

    第1項 営業収益 2,039,871千円

    第2項 営業外収益 3,610千円

                  出

第1款 電気事業費 1,940,488千円

    第1項 営業費用 1,534,152千円

    第2項 営業外費用 397,643千円

    第3項 特別損失 8,693千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 1,110,809 千円は過年度分損益勘定留保資金 1,106,601 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,208 千円で補てんするものとする。)。

取 入

第1款 資本的 収入 64,434 千円

第1項 建設助成金 4,434 千円

第2項 他会計への長期貸付金償還金 60,000 千円

支 出

第1款 資本的 支出 1,175,243 千円

第1項 建設改良費 92,807 千円

第2項 企業債償還金 782,436 千円

第3項 他会計への長期貸付金 300,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、199,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 402,274千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成18年2月24日提出

鳥取県知事 片 山 善 博